

## 「第12回青森県原子力政策懇話会」議事録

日 時：平成17年11月10日(木) 15:00～17:05

場 所：青森国際ホテル 3階 「萬葉の間」

- 〔出席委員〕 足利委員、久保寺委員、小泉委員、小林委員、佐々木委員、佐藤委員、  
下山委員、菅原委員、田中(久)委員、田村委員、月永委員、林委員、  
松永委員、宮田委員、山本委員
- 〔欠席委員〕 植村委員、遠藤委員、北村委員、田中(榮)委員、田中(知)委員、  
種市委員

### 1 開 会

【司会(松本原子力施設安全検証室長)】

それでは、ただいまから第12回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。

### 2 委嘱状交付

【司会(松本原子力施設安全検証室長)】

委嘱状の交付を行います。これまでの委員の任期が、去る10月30日をもって満了となりましたので、委員の皆様に対しまして、青森県知事 三村申吾より委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

以上を持ちまして委嘱状の交付を終わります。

続きまして、三村知事よりご挨拶を申し上げます。

### 3 知事あいさつ

【三村知事】

一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙の中、委員各位にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

このたび、新たに原子力政策懇話会の委員にご就任された皆様方、また再任をご承諾いただきました皆様方に、厚く御礼申し上げたいと存じます。

また、常日頃から、県政の推進にご理解・ご協力をいただいておりますことに心から感謝いたしたいと思います。

さて、最近の県内における原子力関連の動きでございますが、原子燃料サイクル施設の再処理工場につきましては、平成19年頃の本格操業に向けて現在ウラン試験が行われており、東通原子力発電所につきましては、本年12月の営業運転開始に向け準備が進められているほか、大間原子力発電所計画につきましては、10月19日に原子力安全委員会によりまず第二次公開ヒアリングを終え、現在、国において原子炉設置許可申請に対する安全審査が行

われているところであります。

また、前回の懇話会におきまして、ご意見をお伺いいたしましたむつ市に計画されております使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、これまでいただきました数々のご意見、ご要望等を踏まえ、核燃料サイクル政策、貯蔵期間終了後の使用済燃料の確実な搬出、第二再処理工場の検討に向けた再処理技術の研究開発の取組強化、新会社の品質保証体制の確立等について、国、事業者に対し確認・要請し、責任ある立場の方々から確認できたこと等から、核燃料サイクルは我が国の基本方針として堅持されており、その推進にとって不可欠な使用済燃料中間貯蔵施設の立地協力要請については、安全確保を第一義にこれを受諾すべきとの判断に至り、去る10月19日に国の立会いのもと、県、むつ市、東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社の四者で使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定を締結したところであります。その経緯等につきましては、後ほどご説明することといたしております。

さらに、本日は、新たな委員にご就任なされた方もいらっしゃいますので、広く国の原子力政策等についてご理解等をいただくため、10月14日に閣議決定されました原子力政策大綱や県内の原子力施設の現況についてご説明することとしております。

県としては、今後とも、国、事業者の対応状況を厳しく見極めつつ、県民の安全、安心に重点を置いた対応をすべく、安全確保を第一義にこれらの問題につきまして、慎重かつ総合的に対処して参りたいと考えております。

皆様方におかれましても、今後の活発な議論をお願い申し上げ、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

#### 4 座長選出等

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

次に、座長を選出していただきたいと存じます。

座長は、委員の互選により定めることになっております。

事務局からの提案でございますが、座長につきましては、引き続き林委員にお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようでございますので、それでは林委員には座長として、これからの議事進行をお願いいたします。

お手数ですが、座長席の方にお移り願いたいと思っております。

【林座長】

新しく委嘱をされた委員の中で、また私が座長を務めることになりました。

皆様のご協力をよろしく願い申し上げまして、座長の務めをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、前回同様、座長代理を選出したいと思っておりますが、規程で私から指名することとなっておりますので、指名させていただきたいと思っております。

久保寺委員と田中知委員、またよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、議事に入る前に、本日の出席者について事務局より紹介をお願ひしたいと思います。

(出席者紹介)

【司会(松本原子力施設安全検証室長)】

本日の出席者をご紹介申し上げます。

まず、国からの出席者をご紹介いたします。

内閣府原子力委員会事務局から、森本企画官でございます。

経済産業省資源エネルギー庁から、櫻田核燃料サイクル産業課長でございます。

同じく、森田青森原子力政策企画官でございます。

経済産業省原子力安全・保安院から、恒吉核燃料サイクル規制課統括安全審査官でございます。

次に、事業者側の出席者をご紹介いたします。

なお、時間の関係もありますので、各事業者の代表者の方のみご紹介させていただきます。

電気事業連合会から、田沼原子燃料サイクル事業推進本部部長でございます。

東京電力株式会社から、並木執行役員 原子力・立地本部副本部長でございます。

日本原子力発電株式会社から、河島常務取締役でございます。

日本原燃株式会社から、兒島代表取締役社長でございます。

東北電力株式会社から、小林常務取締役火力原子力本部長でございます。

電源開発株式会社から、宮下取締役副社長でございます。

なお、県側からは、三村知事、高坂環境生活部長、中島商工労働部長、関企画政策部長が出席しております。

よろしくお願ひいたします。

## 5 議 事

【林座長】

それでは、議事に入りたいと思ひます。

まず、事務局から、本日の案件について内容を説明していただきたいと思ひます。

【司会(松本原子力施設安全検証室長)】

本日は、新たに委員になられた方もございますので、広く原子力政策・施設等の概要等についてご理解いただくということで、原子力政策大綱についてなど、五つの案件を議題としております。

まず、議題1として、10月14日に閣議決定されました原子力政策大綱について、内閣府原子力委員会から説明いたします。

次に、議題2として、前回の懇話会で委員の皆様からご意見をいただきました、使用済燃料中間貯蔵施設について、県から協定を締結した旨等の報告をし、その後、東京電力株式会

社から計画している中間貯蔵施設の概要を説明いたします。

議題3として、まずはじめに、原子力安全・保安院から、日本原燃株式会社のバーナブルポイズン取扱ピットからの漏えい及びガラス固化体貯蔵設備の改造について報告をし、その後、原子燃料サイクル事業の現状等について、日本原燃株式会社から説明いたします。

議題4として、東通原子力発電所第1号機の建設状況について、東北電力株式会社から説明いたします。

最後に、議題5として、大間原子力発電所計画について、電源開発株式会社から説明いたします。

これらの説明等が終わった後、説明等の内容に対する質疑の時間を30分程度設けております。

以上でございます。

#### 【林座長】

ただいま、事務局から説明があったとおり、本日は議題1から5までを一通り説明していただきまして、その後一括して質疑を行いたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではまず、原子力政策大綱につきまして、内閣府原子力委員会から説明をお願いしたいと思います。

#### 【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

先ほどご紹介いただきました、内閣府の原子力委員会の企画官をしております、森本でございます。

この場をお借りしまして、常日頃から三村知事をはじめとしまして、県の方、そして青森県の県民の方々に、原子力政策の推進に関しましてご協力を賜っておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

それでは、時間も限られておりますので、先月、10月11日に原子力委員会が決定をし、10月14日に閣議決定されました原子力政策大綱についてご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料1という横長の資料が、原子力政策大綱を簡略にまとめたものです。また、分厚い冊子で、原子力政策大綱として、最初の50数ページまでが原子力政策大綱本文、その後ろに関連する用語集、あるいは審議経過、また今年の6月から審議を重ねて参りましたが、その節目節目で論点に関してまとめたものを併せて記載したものを配布いただいております。

それでは、説明の方は資料1に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

資料をめくっていただきまして、一番最初に原子力政策大綱とは何かというところについてご説明をしております。

これは、8月18日には青森市の方でもご意見を聴く会を開催させていただきましたので、また、その会場にお越しいただいた方もいらっしゃるかと思いますが、改めてご説明を申し

上げたいと思います。

ここにございますとおり、将来におけるエネルギー資源の確保、学術の進歩、産業の振興、そして人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与するという目的をもった原子力基本法が昭和31年に制定されております。この中で、平和目的、安全の確保等々の前提がございますが、それに基づきまして政府の原子力に関する政策を計画的に遂行するべきということから、原子力政策大綱を原子力委員会が定めるものでございます。

そして、下のオレンジ色の枠の中にありますが、この原子力政策大綱のにらんでおりますタイムスパンは、数10年程度の国内外情勢の展望を踏まえて、原子力発電や放射線利用について、今後10年程度の間、各省庁が推進する施策の基本的方向を示すものです。これが基本的な性格でございます。併せて、原子力行政に関わりの深い地方公共団体、事業者、国民各層への期待も示すといったものでございます。

なお、これまで同様のものを策定しておりましたが、直近のものでは、平成12年に定められております。これまでは、「原子力の研究開発及び利用に関する長期計画」として、いわゆる長計と呼ばれておりました。今回、原子力委員会が内閣府に移ったこと、また、全体の基本的な考え方を示すという性格をより強めたこともありまして、名称も原子力政策大綱というふうに改めております。

次のページに、原子力政策大綱の策定プロセスについてご紹介をしております。

昨年の6月に新計画策定会議を原子力委員会に設置しまして、この委員名簿につきましては、厚い方の冊子の57ページに入っておりますので、委員のお名前については見ていただきたいと思っております。この全体の会議におきまして、合計33回、また、小委員会・ワーキンググループ等については9回、全て公開で審議を行い、100時間以上の審議を重ねて参りました。

また、委員の方々だけではなく、新計画策定会議前に一般からの意見募集を行い、また専門家等からの意見聴取、また、審議の途中で大綱の構成及び大綱のドラフト段階において意見募集等を行い、その意見も踏まえて審議を重ね、最終的に10月11日に原子力委員会で決定をし、その後、14日に政府として閣議決定をいただいたものでございます。

それでは、中身に入りますが、全体の構成を俯瞰（ふかん）していただくために、4ページの絵をご覧いただければと思います。

この原子力政策大綱の基本目標といたしましては、4つの基本目標を掲げまして、それらに関する現状認識のもとに、右側の第2章から第6章に様々な分野の取組の基本的考え方を示しております。

なお、その際に、各取組で重視する共通の理念ということで、横ぐしでオレンジ色のラインで5つのポイントを挙げております。これが、安全の確保、多面的・総合的な取組、短期・中期・長期の各取組を同時並行的に推進すること、国際協調と協力を重視し、そして評価に基づく取組と国民との相互理解の5つを常に念頭におくべしとしております。

次に第2章に書いてあります基盤的活動の強化についてご説明申し上げたいと思っております。この基盤的活動といたしましては、いくつかの分野がございまして、すなわち、安全の確保、平和利用の担保、放射性廃棄物の処理・処分、そして人材の育成、国民との共生、これら5

つの分野を基盤的活動と位置付けて、それぞれについて考え方を示しております。

ページをめくっていただきまして、5ページ、6ページに安全の確保につきまして記載をしております。

原子力委員会といいますのは、安全規制を直接やる場所ではございませんで、これは内閣府に原子力安全委員会というところが具体的な安全規制については責任をもって行うことになっておりますが、原子力の推進に当たって、安全の確保というものが大前提であるということも踏まえつつ、原子力委員会として示すべきことについての基本的な考えをここに記載したものでございます。

現状の認識といたしましては、これまでの安全に関する状況としては、一言で申し上げれば、非常に国民からの安全確保に対する信頼が損ねられている、失われている状態であることをいかに回復し、そして、原子力に取り組む者としては、国民の信頼を損ねて運転停止をせざるを得ないような場合には、原子力に期待される貢献すらができないことになるということを厳しく見据えまして、今後の取組の考え方を示しております。

事業者、そして国、それぞれについて、まず示しておりますが、事業者につきましては、人は誤り、機械は故障するということを前提に、多重防護の考え方にに基づき安全を確保することについて一義的責任を有する。そして、法令の遵守の徹底等々の取組を行う。

また、国は最新の知見を常に踏まえ、科学的かつ合理的な規制を実施することを目指して、適正な行政資源の配置、そして安全基準等の作成により、効果的・効率的な規制を行う。そして、規制行政体制についても、継続的に検証を行うとしております。

引き続きまして、次のページに、個別の分野における国の取組について記載をしております。

この安全確保の中で、地震リスクへの関心の高まりに留意した取組を行うべきであること。そして、既に義務付けられているわけでございますが、高経年化対策について最新の知見を踏まえつつ推進する。あるいは、防災活動等についても取り組むということでございます。以下、他の分野についても記載しているところでございます。

次に基盤的活動の二つ目の分野として、平和利用の担保を7ページに記載しております。これは、言うまでもなく非核三原則の堅持、そして原子力利用を厳しく平和の利用に限って推進するということが基本的な考え方でございますが、特に近時の国際的な動きをみますと、核兵器不拡散条約、NPTに関して様々な脅威が与えられているということが実態かと思えます。これに関して、日本としては、もちろんNPTに加入し、保障措置を厳しく講じているわけですが、国際的な枠組みに対しての日本の取組、また、日本自らの取組としましても、特に六ヶ所再処理工場の本格稼働に向けて様々な活動を準備しているわけですが、より一層の透明性の向上を図るためのプルトニウム利用計画の公表等の取組が必要としております。

基盤的活動の三つ目の分野を8ページに記載しております。これが放射性廃棄物の処理・処分でございます。これにつきましては、低レベル放射性廃棄物につきまして、発電所廃棄物につきましては、こちら青森六ヶ所においても安全に事業が進められているところでございますが、低レベル放射性廃棄物のカテゴリーに入りますものとしては、まだ他に取組を進めなければいけないものがございます。また、大きな問題としましては、高レベル放射性廃

棄物について、2002年からNUMO（原子力発電環境整備機構）が調査地域の公募を開始しているところですが、これについても、引き続き取組が必要でございます。

そして、9ページ、10ページに、この原子力を支える上で必要となります人材の確保、そしてより幅広い取組が必要となります国民社会との共生につきまして記載をしております。10ページの国民社会との共生につきまして、いくつかポイントをかいつまんで申し上げます。国民社会の理解と信頼を得るため、透明性の確保をまず取組の第一とし、そして広聴活動、つまり皆様がどのように原子力を捉え、どう考えているのかを原点としまして、広報や対話活動を実施していく。また、地方公共団体との関係についても記載をしております。これは、地方公共団体は事業者の活動や国の規制活動の把握に努めているので、国や事業者はその取組に協力すべきであると。そしてこの協力を前提に、国との連携を地方公共団体に期待するというものでございます。

さて、具体的な取組の二つ目の分野が原子力利用でございます。この分野は、エネルギー利用と放射線利用に分かれます。時間の関係もありますので、特にエネルギー利用について、かいつまんでご紹介したいと思えます。資料11ページにあるとおり、原子力のエネルギー安定供給への貢献ということに関しては、これは皆様ご承知のとおりでございますが、加えて、近年の発展途上国を中心としたエネルギー需要の増大、特に中国を中心としたエネルギー需要の増大というのが、資源獲得競争に輪をかけた状態になっております。こうした中で、地球温暖化対策もにらみながら、日本としてどのようにエネルギーを確保していくかということが大きな課題となっております。

結論といたしまして12ページに、今後の日本のエネルギーの安定供給のためには、省エネルギーを進め、化石エネルギーの効率的利用等々のベストミックスを目指すという中で、原子力発電にはどのような程度の水準を期待すべきかということで、2030年以降、これは右にイメージの絵がございますが、現在の原子力発電所を仮に60年運転を仮定したといたしましても、2030年ころから数多くの原子力発電所がリタイアに入ってくるということでございますが、それ以降も、現在の水準程度か、それ以上の供給を目指して、そのための準備をしておくべきであるということで、下に準備をするべき項目を挙げております。なお、FBR（高速増殖炉）についても、次のリプレースのその次ということになると思えますが、2050年ころから商業ベースでの導入を目指して、技術開発等を進めていくべきであるとしております。

もう一つの今回の原子力政策大綱の議論の中で、エネルギー利用で大きな議論になりましたのが、核燃料サイクルに関する議論でございます。これが、13ページから15ページについて記載をしております。核燃料サイクル技術は、この原子力発電の、先ほど申し上げました供給安定性を一層改善するというに資するわけですが、その一方で、六ヶ所の建設工事の遅れ、またプルサーマルの遅れ等々、様々な懸念等も示されたところでございます。これにつきまして、これまで実施されることがなかった使用済燃料の再処理と直接処分との比較衡量を4つの基本シナリオを設けて、次の14ページに掲げます10の評価項目に基づきまして、徹底的な議論を行いました。これは、原子力政策大綱の開始時から昨年11月までに延べ12回、あるいは小委員会等も含めて、19回の議論をして結論を得たところでござ

ざいます。これにつきましては、先ほど知事の方からもご紹介ございましたが、15ページに結論の部分を書いております。使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とし、そしてそのためにプルサーマル等々の事業を着実に推進する。そして、再処理能力を超えて発生する使用済燃料は中間貯蔵し、その処理の方策については、今後の検討の開始時期及びいつまでに検討を行うべしというところまでも含めて、今回の議論の結論としております。もちろん、そのために必要な研究開発等につきまして、今後取り組むべきであることは言うまでもないこととございます。

16ページに、先ほど原子力利用のもう一つの分野であります放射線利用につきましてご紹介いたしましたが、これは、実は幅広い分野で製造業、医療、そして食品殺菌等のためにも使われるところとございますが、これらへの取組も必要であるとしているところでございます。

次の分野といたしまして、原子力の研究開発の推進につきまして触れたいと思います。18ページをご覧くださいませでしょうか。この原子力が長期に競争力と安定性のあるエネルギーであるために研究開発が重要でございます。また、放射線利用等幅広いライフサイエンス分野等に不可欠な技術を提供する、単に放射線利用というよりは、かなり幅が広がってきておりまして、いわば量子ビームテクノロジーとも捉えるべきであろうということから、今回、このような言葉を使っておりますが、こうしたものが進展しております。これらにつきまして、冒頭、今後念頭におくべきこととして、短期・中期・長期と申し上げましたが、そのタイムスパンに沿って、革新的な技術、例えば核融合でありますとか、水素製造に向けた要素技術の開発等々から始まって、既存の軽水炉技術の開発まで、短期・中期・長期をにらみつつ、かつそれを並行して行うということが必要であるということと述べております。

そして、この研究開発の推進に当たっては、我が国だけで取り組むことは、もはやできない段階にきておりまして、国際的な取組が非常に重要になっております。この国際的な取組につきましては、研究開発以外の分野ももちろんございまして、それらをまとめて19ページに記載しております。これは、一つには核不拡散体制の一層の強化。また、最近、IAEA（国際原子力機関）等での議論も始まっておりますが、核管理構想に関する議論への参加。また、途上国への協力、そして先進国との役割分担等について議論を重ねた結論を記載するとともに、また、我が国の原子力産業の国際展開についても、国の民間への活動を支援して参りたいとまとめております。

そして、最後20ページに、これらの取組について常に評価をし、それを適切に計画に反映していくということが必要であり、それは常に公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的であるべきであるということから、原子力委員会自らもその政策の妥当性の定期的な評価と結果の国民への説明ということを自らに課した上で、この原子力政策大綱をしめくっております。

非常に駆け足ではございましたが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは次に、使用済燃料中間貯蔵施設につきまして、県から報告をいただきたいと思えます。

【中島商工労働部長】

県の商工労働部長の中島でございます。

資料2 - 1に基づきまして、ご説明させていただきます。

先ほど、知事の方からご挨拶で申し上げましたが、中間貯蔵施設に係る立地協力要請の受諾とこれに関する協定の締結についてでございます。ページがまたがるものでございますので、要点、アンダーラインを引いたところをご説明していきたいと思えますので、目で追っていただければと思えます。

本県は、平成16年2月18日、東京電力株式会社から使用済燃料中間貯蔵施設に係る立地協力要請を受けました。

下の方でございます。県としては、安全確保を第一義に慎重に総合判断する必要があることから、本年1月18日、6名の各分野における専門家による安全性チェック・検討会を設置し、同施設の安全性について検討をしていただいたところでございます。

その結果、使用済燃料中間貯蔵施設に関する安全確保の基本的考え方は、妥当であり、国が取りまとめた安全審査指針等の基本的考え方に添うものと考えられることから、安全性は確保されるものとする。また、計画されている主要な安全対策は、技術的に十分実施可能であると考えられる。

以上のことから、これら安全対策が事業の実施主体となる新会社に確実に引き継がれ、新会社において、要員の確保・育成及び安全教育等が徹底され、適切な品質保証体制が確立され、更に、安全対策等が確実に実施されるならば、安全性は十分確保できるものと考えられる。との結論を得て、3月15日に、県に対し、報告があったところです。

県では、この検討結果について、4月から5月にかけて、県議会議員、市町村長、青森県原子力政策懇話会に対し説明し、ご意見を伺ったほか、県内5地区で県民を対象とした説明会を開催いたしました。

これに加え、使用済燃料中間貯蔵施設については、新たな原子力施設の立地であることから、6月19日に使用済燃料中間貯蔵施設についてご意見を聴く会を開催し、知事が直接県民の方々からご意見を伺ったところです。

県議会においては、5月16日に開催された県議会議員全員協議会、県議会6月定例会において質疑がなされたところであり、県議会各会派等からは、7月21日から29日までの間に、使用済燃料中間貯蔵施設に関する意見について、それぞれ報告がありました。

その各々につきましては、このページ、そして次の4ページの中段に記載しているところでございます。

4ページでございますが、これまで県内各界各層からいただいたご意見や、県議会9月定例会の議論も踏まえ、総合判断するに当たっては、県民の安全、安心の観点から、関係閣僚

等に確認・要請を行う必要があると考え、10月7日から13日にかけて、細田内閣官房長官、中川経済産業大臣、中山文部科学大臣、棚橋科学技術政策担当大臣、更には近藤原子力委員会委員長及び勝俣電気事業連合会会長にお会いし、核燃料サイクル政策の推進、使用済燃料中間貯蔵施設からの使用済燃料の確実な搬出、第二再処理工場の検討に向けた再処理技術研究開発の取組強化などについて、確認・要請いたしました。

以下、この下から8ページまで、それぞれの確認したことについて、各々記述をしております。6ページ、7ページ、8ページということで、ここまで各々について詳細に記載しております。

8ページの後段ですが、また、10月14日には、東京電力株式会社勝俣社長及び日本原子力発電株式会社市田社長に対し、使用済燃料の確実な搬出及び新会社の品質保証体制について確認したところ、使用済燃料中間貯蔵施設は全量再処理という国の基本方針に基づいて、再処理するまでの間の貯蔵施設であり、事業者として全量再処理に不退転の決意で臨む。貯蔵期間終了後、使用済燃料を確実に搬出する。新会社の品質保証体制については、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の両者が責任をもって構築していくとの発言がありました。

これまでいただいた数々のご意見、ご要望、国・事業者等の取り組み、更には原子力施設安全検証室からの報告を踏まえ、安全確保を第一義に慎重の上にも慎重に検討を重ね、10月18日には、地元むつ市長から使用済燃料中間貯蔵施設の立地を推進していただきたいとの意向を確認し、総合判断した結果、使用済燃料中間貯蔵施設の立地協力要請については、安全確保を第一義に、これを受諾すること、使用済燃料の確実な搬出と新会社の品質保証体制の構築に関する協定書を関係者間で取り交わすこと、との判断に至り、10月19日、東京電力株式会社勝俣社長及び日本原子力発電株式会社市田社長に対して、協定書の案を提示し、同日、同意する旨の回答を得て、使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定を締結いたしました。

県といたしましては、今後とも、国、事業者の対応状況を厳しく見極めつつ、県民の安全、安心に重点を置いた対応をすべく、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処して参ります。

そして、資料2-2といたしまして、締結いたしました協定書の写しを配付させていただいております。

以上でございます。

**【林座長】**

ありがとうございました。

それでは次に、中間貯蔵施設の計画概要につきまして、東京電力株式会社さんから説明をお願いしたいと思います。

**【東京電力(株) 並木執行役員 原子力・立地本部副本部長】**

東京電力の並木でございます。

三村知事、並びに県ご当局の皆様、委員の皆様におかれましては、日頃から当社事業並び

に原子燃料サイクル事業に格別のご高配を賜りましてお礼申し上げます。

私どもが計画しております中間貯蔵施設のむつ市への立地につきましては、ただいま県ご当局からご説明がございましたとおり、先月の19日に協定を締結させていただきました。関係する皆様方のこれまでのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。今後も私どもは、安全を最優先に地域の皆様の信頼と期待に応えられるよう、誠心誠意努めて参ります。

現在、むつ中間貯蔵施設の運営と管理を行います新しい会社の設立準備を進めております。一昨日でございますが、新会社に関わる第1回の発起人会におきまして、新会社の概要が決定し、公表しております。

後ほどご説明させていただきますが、新会社の会社名は、リサイクル燃料貯蔵株式会社、所在地はむつ市の旭町、現在、私どもむつ調査所というものが設置されておりますが、その建物も引き続き利用いたします。株主は、私ども東京電力と日本原子力発電株式会社ということになります。

政策懇話会におきましては、本年4月にご説明を申し上げまして、また5月にご審議をいただきましたが、改めて事業の概要並びに今後のスケジュール等について、この後、若干ではございますが、むつ調査所の安井から説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご説明の前でございますが、私ども、東京電力と一緒にこれから運営していきます日本原子力発電から、河島常務がご出席されておりますのでご紹介させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

#### 【日本原子力発電(株) 河島常務取締役】

日本原子力発電株式会社の河島でございます。

当社としましては、東京電力さんと協力しまして、新会社と一体となって安全を最優先に地域の皆様の信頼と期待に応えられるよう、事業を推進して参りたいと考えています。

よろしく願いいたします。

#### 【東京電力(株) 安井むつ調査所所長】

東京電力むつ調査所の安井でございます。

資料2 - 3に基づきまして、使用済燃料中間貯蔵施設につきまして概要、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

資料の左側は、これまでの経緯でございますが、先ほどご説明がありましたので、右側の2の事業の概要からご説明させていただきます。まず上にリサイクル燃料備蓄センターの貯蔵建屋のイメージが書いてありますが、これは1棟目、3,000トン規模の建屋のイメージでございます。幅約60m、奥行約130m、高さ、高いところで約30mということで、広さはサッカーグラウンドを広くした程度のイメージでございます。左側のクレーンのある方から使用済燃料を入れましたキャスクを搬入いたしまして、検査と安全性を確認した後、右側の貯蔵エリアの方に搬入しまして、静かに貯蔵していくという施設でございます。

次に運営計画でございます。事業主体につきましては、今紹介しましたが、当社と日本原

子力発電の参画を得て、共同で新たに設立する貯蔵管理会社が、国から貯蔵事業の許可を受けて施設の建設を行い事業を運営いたします。事業開始時期としましては、2010年頃に操業開始をしたいと考えております。貯蔵量は、最終的な貯蔵量として5,000トンでございます。当社、東京電力分4,000トン、日本原子力発電分1,000トンでございます。貯蔵期間としましては、施設ごとの使用期間、建屋ごとということですが、50年間。それから、キャスクごとにおいても最長50年間の貯蔵としておりまして、貯蔵開始後40年目までに貯蔵した使用済燃料の搬出について協議させていただきたいと考えております。使用済燃料の搬入予定量は、年間200から300トン程度を、4回程度に分けて搬入したいと考えております。

次に施設の計画ですが、施設の計画地点は、むつ市の関根字水川目地内ということで、本体用地面積として約27haを考えております。施設の建設でございますが、3,000トン規模の貯蔵建屋1棟を建設し、その後2棟目、2,000トンのものを建設したいと考えております。施設の建設費等でございますが、施設全体の概略として現在1,000億円程度となる見込みでございます。このうち、金属キャスクの費用が大部分を占めまして7から8割程度になります。また、事業の操業の要員ですが、操業段階では、社員や委託を含め2、30名程度ということで考えております。

2枚目にまいりまして、安全対策でございますが、施設・機器につきましては、金属キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針に基づきまして設計を行います。具体的には、リサイクル燃料備蓄センターにつきましては、貯蔵期間を通じて、閉じ込め機能、しゃへい機能、臨界防止機能、除熱機能の4つの基本的安全機能を維持できる設計といたします。また、貯蔵期間中にこれらの機能が健全であることを常時監視できる設計といたします。このほか、地震、火災、電源喪失等を考慮した設計としまして、適切な検査や保守、修理ができる設計といたします。また、施設の建設・運営におきまして、法令等の遵守、安全確保を最優先といたしまして、人身、設備、交通安全などの安全確保に万全を期して参りたいと考えております。

キャスクの安全機能として示しておりますが、先ほど申しました閉じ込め機能、しゃへい機能、臨界防止機能、除熱機能は使用済燃料を貯蔵しますキャスクで基本的に維持できる設計とすることとしております。

3としまして、今後のスケジュールでございますが、施設立地に当たりましては、地域の皆様のご理解をいただきながら進めさせていただきたいと考えております。これまで、立地可能性調査、むつ市からの当社への立地要請、当社から昨年2月に青森県及びむつ市への立地協力要請を経まして、現在、地元の了承、協定に調印した段階でございます。今後、国の事業許可申請に向けまして、現地の詳細調査・施設の設計を進めて参ります。国に事業許可を申請しまして、国の厳格な安全審査を受けた後、国から事業の許可を得ましたら、建設に入り、2010年の操業を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

新会社の概要につきましては、先ほど、並木からご説明しましたが、ここに記載してあるとおりでございます。

以上でご説明を終了させていただきます。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは、次に、原子燃料サイクル施設の現況ということで、まずはじめに、原子力安全・保安院から報告をお願いしたいと思います。

【原子力安全・保安院 恒吉核燃料サイクル規制課統括安全審査官】

原子力安全・保安院の恒吉でございます。

本日は、原子力政策懇話会におきまして、今般の日本原燃の六ヶ所再処理施設のバーナブルポイズン取扱ピットからの漏えい並びにガラス固化体貯蔵設備の改造についてご説明の機会を与えていただきまして感謝している次第でございます。

まず、本日は、これまでの対応につきまして、三村県知事等へのご報告に際しまして、ご説明申し上げました資料に基づいて、この二点についてご説明申し上げたいと思います。

まず、一点目でございますが、資料3・Aの方に基いてご説明させていただきたいと思います。資料3・Aにつきましては、中身は三点ございまして、資料1、資料2、資料3とございます。

一点目は、7月12日に日本原燃の方から当院に対しまして、漏えいの原因と今後の対策について報告がございました。これに対する当院の見解をまとめまして、8月4日に県知事の方へご説明申し上げた資料でございます。二点目は、対策の一つといたしまして、日本原燃が提出しておりました保安規定の変更認可申請につきまして、認可した際の当院の判断等について、8月31日にご説明申し上げた資料でございます。三点目につきましては、知事にご説明いたしました資料の中で、保安検査におきまして特別な保安検査を行ったということについてのご説明資料でございます。

まず一つ目でございますが、1ページにございますように、水漏れ等に関して見解を取りまとめまして六ヶ所再処理施設検討会に私どもはその見解をご報告いたしました。その見解のポイントでございますが、今回の漏えいの原因となりました貫通部は、ライニング槽点検の過程で発見されるべき不適切な溶接部の施工であるということで、三隅コーナー部の点検に用いられた画像が鮮明でないこと。これは、この箇所が曲面であるために、見にくい場所である。その上に照明の反射といったことに対して、疑義のあるグラインダ痕を発見できなかったという原燃の報告について、当院といたしましてこれを首肯するという内容でございます。

そして、さらにその漏えい量につきまして、最大毎時60cc程度でございました。保有水の著しい減少をまねくものではないということで、その漏えい水についてもきちんと処理されており、安全上支障はないということでございます。

また、(3)に記載しておりますが、このバーナブルポイズンピットは、使用済燃料貯蔵建屋の施設でございまして、再処理施設本体に関するものでないことから、ウラン試験の実施に影響を及ぼさないという見解をまとめたものでございます。

二つ目の資料でございます。これは、保安規定の変更認可について8月23日に当院が認可した内容についてご説明申し上げました。

ポイントといたしまして、2の最初の4行でございますが、保安規定では、バーナブルポイズン取扱ピットを含めます使用済燃料貯蔵プールに關しまして、保有水に関する運転上の制限を設けまして、対応の明確化を図るとともに、直ちに安全上支障を生じることのない漏えいについても万が一の漏えいの拡大に備えると、そういった観点から監視の措置を盛り込んでおり、保安規定の変更については妥当と当院としては判断いたしました。漏えいの補修に關しまして、7月12日に補修の申請が出されております。これに關しまして、8月15日に国の使用前検査が終了したということ併せて報告しております。

三つ目の9ページをお開きいただきたいと思っております。特別の保安検査の実施結果についてということでご説明申し上げました。これは、目的としまして日本原燃につきましては、平成15年9月から平成16年3月まで品質保証体制点検、いわゆる総点検というものを実施してございます。この体制の下で、実効的な品質保証活動が維持できる体制が整備されていると認識しておりまして、それが維持・向上されているかどうか、これを確認するための特別の保安検査を実施いたしました。

期間は8月30日から9月2日にかけて実施いたしました。

結果としましては、12ページの最後から二つ目の段落に集約しております。これにつきましては、今回の特別な保安検査におきましては、バーナブルポイズン取扱ピット水の漏えいに伴います三隅コーナー部の再点検が適切に実施されたこと、技術的能力の向上を図る努力をしてきていること、それから、経営トップとしまして、品質保証に取り組む努力をしてきていること。こういったことから、日本原燃におけます品質保証を含めました保安活動が、適切であるということを確認した資料でございます。

三つ目のトップマネジメントによります品質保証活動に關しましては、直接社長から説明を受けました。その際、社長の方から、今回の水漏れへの対応につきまして、地元への説明が不十分なことによりまして、漏えいがあったとしても補修しないとの誤解を受けたことを踏まえまして、広報体制の見直しを行ったとの回答を受けてございます。

以上、特別な保安検査までの一連の対応によりまして、保安院といたしましては、プール水の漏えいの対策として、当面、行うべく対策については、対応はなされてきていると認識いたしております。

品質保証につきましては、常に保安活動の更なる向上を目指すべきものと認識しております。日本原燃には、今後とも更なる努力を求めるとともに、原子力安全・保安院といたしましても、六ヶ所再処理施設総点検に關する検討会を活用いたしまして、今後ともそのフォローアップを図っていきたいと考えております。

以上が、資料3・Aにつきまますご説明でございます。

次に、資料3・Bにつきましてご説明いたします。

これは、ガラス固化体の貯蔵設備の改造につきましてご説明した資料でございます。これにつきましては、日本原燃の高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体の貯蔵建屋東棟の改造に係る変更認可申請がございました。これについて、10月18日にその改造の内容を審査した結果、改造の内容については適切であると判断し、認可を行ったところでございます。本資料は、その認可状況について10月18日に県知事に報告した際の説明資料

でございます。

内容については、詳細に説明すると時間の制約もございますので、要点について簡単に説明したいと思います。

まず、変更申請の概要でございますが、ガラス固化体の貯蔵設備の概要につきましては、高レベルガラス廃液ガラス固化建屋においても、第1ガラス固化体貯蔵建屋棟においても、基本的には同様の構造でございます。ガラス固化体を建屋に収納しております収納管に縦積みに入れまして、通風管と収納管の間の流路に空気を流しまして、ガラス固化体を冷却するという構造になっております。冷却空気は、入口のシャフトから取り入れまして、収納管の間を通り円環流路を通りまして、ガラス固化体を冷却し、出口のシャフトの方から排出するという、自然冷却の設計となっております。

改造前の構造では、下部プレナム部と上部プレナムに設けられました迷路板によってしゃへいがされる構造となっております。この迷路板によりまして圧力損失が生じました。その結果、ガラス固化体の冷却に必要な空気の流量が十分に得られないということから、改造を行うために設計及び工事の方法の変更認可申請がなされた次第でございます。施設の構造につきましては、別図1のとおり施設となっております。左の方から冷却空気を取り入れまして、下の迷路板を風が通りまして、下部プレナム、上部プレナムを通り、冷却出口シャフトの方へ空気が流れる構造となっております。

改造後につきましては、下の左側に書いてあります3枚の迷路板を一部撤去するとともに、冷却空気入口シャフトの左の方に迷路板を取り付け、さらに空気の流れをよくするために整流板を取り付けた構造としてございます。それから、上部プレナムの右側の上方に、出口の奥行シャフトの方に繋がる迷路板でございますが、こちらの方につきましては、迷路板を撤去いたしまして、その代わりにルーバを取り付けて空気の流れをよくしようとしております。出口シャフトにつきましては、迷路板とさらに空気の流れをよくする整流板をつける構造としております。このような改造を申請しております。

審査の経緯でございますが、主な審査の経緯としましては、専門家から意見を聴取しながら審査を行いまして、さらに専門家の意見聴取に当たりましては、モックアップの現地調査を行うなど、審査を行って参りました。さらに、当院としてクロスチェックを行いまして、専門家の意見を踏まえながら冷却機能、しゃへい機能、耐震の機能についてクロスチェックを実施した次第でございます。

主な審査の結果でございますが、冷却の機能につきましては、モックアップ試験の結果を踏まえまして、日本原燃が行った解析の結果、ガラス固化体の中心の最高温度が設計目標値500でございますが、これを下回っているということについて審査した結果、原燃の解析の結果は、信頼に足りると判断いたしまして、冷却の機能は妥当であると判断してございます。さらに、この結果につきまして、当院の方もクロスチェックを行いまして、そのクロスチェックの結果につきましては、事業者と同様に設計目標値を下回っていることを確認してございます。

しゃへいの機能につきましてでございますが、事業者が行いました直接線、スカイシャイン線の解析結果につきましては、法令で定めます線量限度を満足しているとしております。

当院といたしましても、放射線障害を防止するために必要なしゃへい機能は妥当であると判断しております。また、クロスチェックをしゃへいについても行ってありますが、クロスチェックの解析結果につきましても、今回変更のあったルーバ部、迷路板部のしゃへい機能についてクロスチェックと申請者の解析結果がほぼ同一であることを確認してございます。

次に耐震の審査でございますが、ガラス固化体の貯蔵建屋は、再処理施設の安全審査指針で定めますAクラスの耐震設計を行うこととされております。事業者の行いました解析結果によりますと、建屋の各階層におけます地震力に対する評価を行い、はり、壁等の各構造部材が十分な耐力を有するとしております。また、今回の改造で追加いたしますルーバ、迷路板についても、地震力に対する評価を行い、発生応力が許容応力を下回っていると評価しております。当院といたしましては、これら事業者が行いました耐震設計については、再処理施設の安全審査指針で定めておりますAクラスの耐震設計がなされておまして、各構造部材が十分な耐力を有することを確認いたしました。したがって、事業者が行いました耐震設計については妥当と判断いたしました。また、この耐震設計についても、クロスチェックを行いまして、その結果、建物全体に対します耐震評価、機器に対する耐震評価の結果につきましては、事業者が行いました解析結果とほぼ同一の結果となっていることを確認いたしました。

それから、事業者はコンクリートの長期健全性の観点から、一般部のコンクリート温度の設計目標値を65℃としてございます。これは、モックアップ試験を実施し、その解析の結果を確認しつつ、コンクリート温度解析を実施してございます。

その結果につきましては、図の方をご覧いただきたいと思えます。貯蔵区域の側壁部、貯蔵区域の天井部、出口シャフト部でも65℃以下となっております。また、事業者が行いました解析結果におきましては、収納部の貫通部、出口迷路板の一部のコンクリートにつきましましては、65℃を上回っているとしております。この点につきまして当院といたしましては、当該部位の割合が力の及ぶ構造躯体の体積に対しまして非常に少なく、65℃を超え90℃以下となる部分が仮に劣化したとしても、構造物の剛性や耐力に大きな影響を及ぼさない範囲であるということから、局部的な範囲と判断しております。

結論といたしまして、以上、申し上げたようなことから、ガラス固化体の貯蔵施設の改造に関わる設計及び工事の方法の変更認可申請は妥当なものと判断いたしました。当院といたしましては、引き続き、ガラス固化体の貯蔵施設の改造が適切に行われたことを、法令に基づきます使用前検査で確認していくこととしております。また、当該設備の改造後に行われますウラン試験の総合確認試験の結果についても、確認を行うこととしてございます。

事業者におきましては、改造の原因となりました解析の誤りを踏まえ、品質保証体制をさらに向上させるとの観点から、設計・調達管理要領の改正を行っておりまして、それについては保安院といたしましても、六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会に諮り確認をしているところでございます。

以上でございます。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは、原子燃料サイクル事業の現状等につきまして、日本原燃株式会社から説明をお願いしたいと思います。

【日本原燃(株) 児島代表取締役社長】

日本原燃の児島でございます。

委員の皆様、三村知事、県ご当局の皆様におかれましては、日頃より私どもの事業に対しまして、格別のご指導とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、貴重なお時間を頂戴いたしました。限られた時間ではございますが、私ども事業の現況につきましてご説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

早速ではございますが、お手元の資料のNo.3 - 1、原子燃料サイクル事業の現状をご参照いただきたいと思います。

私どもでは、現在、ウランの濃縮、低レベル放射性廃棄物の埋設、高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理、使用済燃料の再処理、MOX燃料の加工の5つの事業に取り組んでおります。

はじめに、ウランの濃縮事業についてであります。左上のウラン濃縮工場をご覧いただきたいと思っております。同工場は、遠心分離機を用いてウランの濃縮度を高める工場で、最終規模は年間1,500トンであります。同工場は、平成4年3月から、年間150トン規模で運転を開始いたしました。年間1,050トン規模まで増設いたしましたが、その後、一部の遠心分離機が寿命を迎えたことなどにより、現在、年間600トン規模になっております。ただいまは、これら停止した遠心分離機に替わりまして、より高性能で経済的に優れた新型遠心機の開発に鋭意取り組んでいるところであり、平成22年度頃からは、新型遠心機による生産運転を開始したいと考えております。最終的に1,500トンの規模になれば、国内需要の4分の1程度を賄うことになると見込んでおります。

次に低レベル放射性廃棄物の埋設事業についてであります。上段真ん中の低レベル放射性廃棄物埋設センターをご覧いただきたいと思います。同センターは、国内の原子力発電所で発生した低レベル放射性廃棄物を埋設する施設であり、最終的にはドラム缶、これは200リットル入っているものでございますが、ドラム缶換算で約300万本を埋設する規模であります。現在の埋設能力は、約40万本相当であります。これまでに受け入れた低レベル放射性廃棄物は、10月末現在で累計181,715本であります。また、当センターでは、今後、低レベル放射性廃棄物の中でも、比較的放射能レベルの高い廃棄物を埋設できないかということで、調査・検討を進めているところであります。その一環といたしまして、平成13年7月から平成14年6月にかけて、私どもの敷地の地質・地下水の予備調査を行って参りました。さらに詳細なデータを取得するため、平成14年11月より本格調査を実施しているところであります。今後、調査の結果、施設の建設が可能となった場合には、県民の皆様のご理解とご支援を賜りながら、増設を進めて参りたいと考えております。

次に、高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理事業についてであります。右上の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターをご覧いただきたいと思います。同センターでは、日本の電力会社

が、使用済燃料の再処理を海外の再処理事業者に委託したことに伴い、日本に返還される高レベル放射性廃棄物のガラス固化体を冷却するため、30年ないし50年の間、貯蔵管理する施設でございます。現在のガラス固化体の貯蔵能力は、1,440本であります。更に1,440本の増設に向けて、現在、国に対し設計及び工事の方法に関する認可申請を行っているところであり、最終的には2,880本の貯蔵規模になる予定であります。なお、ガラス固化体の受け入れ数量は、10月末現在で累計1,016本であります。

次に再処理事業についてであります。はじめに、使用済燃料受入れ・貯蔵施設についてご説明いたします。左下の同施設の図をご覧くださいと思います。同施設では、全国の原子力発電所で発生した使用済燃料を再処理する前に、冷却・貯蔵する施設で、貯蔵容量は3,000トンであります。本年6月には、この使用済燃料受入れ・貯蔵施設のうち、使用済燃料の部品の一部を切断するためのバーナブルポイズン取扱ピットから、プール水の漏えいが発生いたしました。本件につきましては、ご心配をお掛けし深くお詫びを申し上げる次第であります。

調査の結果、漏えいのありました箇所は、三隅コーナーと呼んでおりますプールの床面と壁2面の計3面が接するコーナー付近の曲げ加工部でありました。このため、当該箇所以外の全ての三隅コーナーを点検し、問題がないことを確認いたしました。また、当該箇所の補修はもとより、今後、万一漏えいが発生した場合に備え、的確に対応できるよう、ルールの整備を行うとともに、水中で漏えい箇所を特定する技術や補修する技術の整備等に努めてきているところであります。なお、使用済燃料の受入れ数量は、10月末現在で累計1,433トンであります。

続きまして、下段の真ん中の再処理工場の絵をご覧くださいと思います。再処理工場は、硝酸等の化学薬品を使って、使用済みの燃料からウランとプルトニウムを取り出す工場です。年間の処理能力は最大800トンであります。再処理工場の建設工事は終了し、現在は機器等が所定の性能を発揮し、安全かつ安定に運転できるかどうかを確認していくため、各種試験を段階的に実施して参りました。この辺につきましては、資料3-2に記載しております。平成13年4月からは、水や空気を使った通水作動試験、平成14年11月からは、硝酸等の化学薬品を使った化学試験、昨年12月からは、ウランを使ったウラン試験を実施してきているところであります。既に、9月末には、建屋ごとを実施するウラン試験は終了しており、今月1日には、これまでに実施したウラン試験につきまして、「ウラン試験報告書(その1)」として取りまとめ、国に報告したところであります。

今後のウラン試験につきましては、各建屋を繋ぎ、再処理工場全体として建屋内の空気が外部に漏れないように、気圧を外気圧より若干低くなる状態を確認するなどの総合確認試験を残すのみとなっております。ウラン試験の進捗状況につきましては、この後、再処理計画部長の中村から詳しくご説明させていただきたいと存じます。

なお、本年1月、建設中のガラス固化体に関係する建屋の設計の一部につきまして、計算ミスがあることが分かり、設備改造を行うことになりました。このうち、高レベル廃液ガラス固化建屋と第1ガラス固化体貯蔵建屋棟につきましては、国の設計及び工事の方法に関する認可を先月18日にいただき、現在、改造工事を実施しているところであります。私ど

もでは、この改造工事終了後に、先ほど申し上げました総合確認試験を実施する予定であります。このため、アクティブ試験と呼んでおります実際の使用済燃料を使った試験につきましては、来月から行う予定でありましたが、この改造工事の関係から、今後の工程につきましては、現在検討を進めているところであります。検討がまとまり次第、皆様にお知らせして参りたいと存じます。

このように、各種試験を通じて設備を実際に動かし、設計で要求される機能や性能を確認しております。また、その中で発生いたしました機器の不具合につきましては、調整や手直しを行うとともに、当該設備と類似した箇所につきましても、問題がないか確認を行うなど、設備の点検や改善活動を実施しているところであります。引き続き、安全を最優先に緊張感を持って、一步一步着実に次の試験に向けて取り組んで参りたいと存じます。

次にMOX燃料の加工事業についてであります。右下のMOX燃料の工場の絵をご覧いただきたいと存じます。同工場は、使用済燃料の再処理によって取り出したウランとプルトニウムを再び燃料にする工場、ウランとプルトニウムの混合酸化物燃料、いわゆるMOX燃料を製造する工場であります。本工場につきましては、再処理工場の建設・操業と一体となって進めていく必要がある工場でございます。本年、4月19日に青森県並びに六ヶ所村とMOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書を締結させていただきました。また、翌日の20日には、国に対しまして事業許可申請を行い、現在審査を受けているところであります。MOX燃料工場の年間加工能力は、最大130トンであります。この能力は私どもの再処理工場からの製品であるMOX粉末を全量処理し、燃料にするために必要な能力となっております。今後、MOX工場につきましては、平成19年4月頃に着工し、平成24年4月頃に操業を開始したいと考えております。

最後になりますが、引き続き私どもの事業に対しまして、皆様の格別のご理解とご指導を賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、私からの説明とさせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。

#### 【日本原燃(株) 中村再処理計画部長】

再処理計画部長をしております中村と申します。

続きまして、ウラン試験の状況につきましてご説明申し上げます。まず、資料は3-2でございます。

ウラン試験の目的でございますが、一点目は、使用済燃料を用いた試験、これはアクティブ試験と申しておりますが、この前にウラン溶液等を用いて、再処理設備本体等の性能及び安全性に関する機能を確認すること。二点目としまして、不適合等を早期に抽出し、改造等の対策を講じること。三点目としまして、運転・保修員等の技術力の向上を図るとともに、運転要領書等の充実を図ることでございます。

続きまして、ウラン試験の進捗状況でございますが、この絵に記載しておりますからのステップごとに進めておまして、9月20日までにの建屋統合試験までを終了し、現在、の総合確認試験の準備を進めているところでございます。なお、ウラン試験では、模擬ウラン燃料集合体、ウラン粉末、及びこれらを溶解したウラン溶液、こういったものを用

いまして試験を行いました。この絵の部分について若干ご説明させていただきます。試験が終了した範囲が赤く囲ってあるところですが、最初に としまして機器単体の調整、 としまして、系統試験、 としまして、系統包括試験、 から にかけては、順に試験の範囲を拡大し、複雑な組合せで次第に試験を進めていくという過程でございます。 につきましては、外乱試験ということで、機器の故障や停電などの異常事態があっても、安全装置が正しく機能することの確認も行いました。 として、建屋統合試験ということで、一つの建屋全体として運転性能や運転操作などを確認いたしました。今後につきましては、総合確認試験ということで、アクティブ試験に向けまして工場全体の性能の最終確認を行う計画としてございます。

続きまして、各建屋におきますウラン試験の結果、安全関連確認事項の確認結果についてご説明させていただきます。各建屋におきます試験の実施によりまして、計画しておりました再処理設備本体等の性能及び安全性に関する機能を、最後の総合確認試験で確認するものを除き、全て確認を終えております。

具体的な試験結果は、この表1のとおりでございます。まず、せん断処理施設、溶解施設でございますが、この施設では、使用済燃料を数センチの長さに切断しまして、硝酸に溶かすという操作を行います。試験におきましては、模擬ウラン燃料集合体を用いまして、燃料集合体を所定の性能でせん断、溶解できることを確認いたしました。以下、分離、精製、脱硝。脱硝につきましては、ウラン脱硝設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備。それ以外の施設ということで、ここに記載してありますような確認を終えてございます。詳細については、割愛させていただきます。

右側に移りまして、(2)の安全関連確認事項の確認結果でございますが、閉じ込め、放射性廃棄物の放出管理、臨界安全、火災・爆発の防止、放射性物質の移動に関しまして、各建屋におけるウラン試験で確認すべき事項について、全て安全要求を満足することを確認してございます。

続きまして、ウラン試験で発生しました不適合とその対応状況でございますが、不適合と申しますのは、星印の1番で注釈を挙げておりますが、法令や社内規定等で要求されている事項に適合しておらず、是正措置が必要なものということで、簡単に申し上げますと、本来あるべき状態にないという状態。それから、改善事項ということでも記載しておりますが、不適合ではないんですが、操作性、保守性の向上等のために、設備を自主的に改善していかうというものでございます。これらを合わせて不適合等と称しまして、これらを適切に管理して進めていくということを品質保証の重要な柱の一つとして実践しているところであります。

ウラン試験の過程で発生しました不適合等につきましては、9月末現在で210件ございました。これらにつきましては、月ごとに集計してホームページで全て公表してきております。まず、数ですが、210件のうち、安全上重要な施設の安全機能に係る不適合は発生してございません。一方で、その他の安全機能に関する機能に係る不適合ということで、不適合については31件、改善事項についても31件。続きまして、安全性に係る機能に関わらない不適合等、これにつきましては、104件、44件ということで、総計210件と

なっております。このうち、処置済の不適合等につきましては79件、処置中、ないしは未処理の不適合等については131件でございますが、これらの不適合につきましては、アクティブ試験開始までに措置を終えることとしてございます。

最後に、以上をまとめますと、各建屋におきますウラン試験におきましては、ウラン溶液等を用いて、再処理設備本体等の性能及び各設備の安全性に関する機能を確認しました。この中で発生しました不適合等は、適宜改造等の対策を実施してきました。また、ウラン試験を通して運転手順書等の充実を図るとともに、現場での作業や保安訓練シミュレータを用いた訓練により、運転・保修員等の技術的能力の向上を図って参りました。今後、ガラス固化体貯蔵設備の改造工事が終了後、総合確認試験におきまして、ここに記載しましたような確認を実施する予定でございます。

以上です。

#### 【林座長】

ありがとうございました。

次に、東通原子力発電所第1号機の建設状況につきまして、東北電力株式会社から説明をお願いいたします。

#### 【東北電力(株) 小林常務取締役火力原子力本部長】

東北電力の小林でございます。

三村知事をはじめご出席の皆様におかれましては、常日頃より当社の業務運営、そしてまた東通原子力発電所1号機の建設につきまして、多大なご理解とご支援を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、お手元にお配りしました資料No.4、これをもとに試運転中の東通原子力発電所第1号機の建設状況について説明させていただきます。

東通原子力発電所1号機は、着工以来厳格な品質管理の下、安全確保、これを第一に工事を進めてきておりまして、10月末現在では、工事の全体の進捗率が約99%強となっております。

次に試運転の状況でございますが、お手元の図にありますように、今年3月より実際に発電を開始し、以降、段階的に出力を上げながら試験を行ってきております。そして7月30日に電気出力が100%に到達。以降、100%出力段階の試験を順次実施してきているところでございます。

これらの試験におきましては、原子炉が設計どおりの運転となっているかどうか。それからまた、原子炉を止めなければならないような、そういった状態が起こった時に、確実に停止できるかどうか、いわゆる安全機能が設計どおりになっているかどうか。そういった試験を順次実施してきたところでございます。

そして、明日11日の予定になっておりますが、国の立会いによります主蒸気隔離弁閉検査、専門的で申し訳ございませんが、原子炉からタービンの方に行く配管のところに、そういった弁がついておりまして、これが閉じるという信号が入りますと、原子炉が自動停止す

るという設計になっております。そのような試験を明日実施いたしまして、以降、営業運転に備えまして最終点検を行う予定としております。そして12月には、国の最終検査でございます負荷検査を受験し、合格を持ちまして営業運転に入る予定としているところでございます。

当社といたしましては、今後とも安全を最優先に、また積極的な情報公開を進め、県民の皆様から信頼していただける東通原子力発電所の完成に向け、全力を挙げて取り組んで参る所存でございます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

#### 【林座長】

ありがとうございました。

続きまして、大間原子力発電所計画につきまして、電源開発株式会社からご説明お願いしたいと思います。

#### 【電源開発(株) 宮下取締役副社長】

電源開発株式会社、宮下でございます。

大間原子力発電所につきましては、三村知事、県ご当局の方々、更には委員の皆様はじめ、地元関係者の方々の絶大なるご協力、ご支援をいただきまして、大変に感謝いたしております。

大間原子力発電所の状況につきましては、この2枚のリーフレットになってございますが、概要については、今更説明をするまでもないと思いますので、現況についてお話をさせていただきます。

平成12年以来、大間の現地の準備工事を進めております。これは、現在の10月時点における工事の状況が2ページ目に写真で示してございますが、使用済燃料等の輸送用のための港湾の施設につきましては、現在、この写真のとおり大変順調に概成されております。また、敷地内についての造成工事を進めておりますが、こちらについても順調に進捗をしているところでございます。全体の進捗としては、90%程度になっております。

他方、炉本体につきましては、現在、安全審査の途上でございます。昨年3月18日に、これは以前、平成11年9月8日に国に対して設置許可申請をいたしました計画内容から、発電所の配置、更には敷地の境界線の変更等がございまして、再申請をいたして、現在、安全審査中であるということでございます。この安全審査につきましては、今年の6月16日、経済産業大臣より原子力委員会及び原子力安全委員会に対しまして、二次審査についての諮問をしていただいております。

したがって、現在、原子力安全委員会及び原子力委員会による二次チェック、ダブルチェックの最中でございます。この過程としまして、10月19日、原子力安全委員会の主催により公開ヒアリング、通常第二次公開ヒアリングと呼んでおりますが、これを大間町における北通り総合文化センター、こちらウイングと言っておりますが、こちらの方で開

催をしていただきました。これは、原子力安全委員会が安全のダブルチェックを行うに際しまして、地元の皆様が意見及び質問を陳述し、これを今後の安全審査にしん酌をするということの目的で行われるものでございますが、朝の9時から夕方5時まで、一般傍聴など400名を超える方々、また、意見陳述の方17名という、大変に長時間の公開ヒアリングでございましたが、終了いたしました。

現在のところ、その結果等を踏まえて、国の方で安全審査を進めていただいているところでございます。

以上で現況についての報告を終わらせていただきます。

【林座長】

ありがとうございました。

以上、本日の議題の内容について説明を終了したわけですが、これから質疑に入りたいと思います。時間の関係上、今日はあまり残っていませんので、できれば、今説明のあった議題の内容を確認していただく程度の質疑であれば結構だと思います。

それでは、皆さんの方から、誰かございませんですか。

はい、どうぞ。

【足利委員】

あまり時間もないようですので、たくさん言いたいと思って準備してきましたが、端折って申し上げます。

まず中間貯蔵施設の問題でございますが、永久貯蔵になるのではないかという懸念を抱いている方々も、地元以外でもかなりあるわけでございます。知事が関係大臣に直接確認されて、全量再処理されない事態になれば搬出していただくということで、約束されたということで、この文書にはされなかったというのは残念でございますが、一応、評価できる話だと思っております。

ただ、40年、50年先のことは、なかなか見通しができない部分が多いわけで、国のエネルギーに対する関与がどう変わっていくかも分からないし。ここで大事なことは、現在のように国の原子力政策に対して、青森県が強い発言力を持っていく、維持していく。ここが非常に大事だと思います。先般、知事が原子力委員会に招かれまして、強く発言をし、再処理凍結結論をおさえるのに貢献したと言われておりますが、今後とも、こういうメリハリのきいた態度、発言をしていただきたいと思います。それによってのみ、中間貯蔵の永久貯蔵も抑止できますし、また、サイクル路線も推進されていくと私は思っております。

質問ではございません。

以上です。

【林座長】

どうぞ、山本さん。

【山本委員】

山本ですが、大きく二つについて説明も含めて質問をお願いするわけです。

一つは、国の原子力委員会の、いわゆる政策大綱案の説明をいただきました。12ページに関連をするんですが、オレンジのところに記載のとおり、今後も、2030年以降も30から40%原子力発電を講じていくということでございます。そこで、下の四角のところ、当面、既存プラントを安全を大前提に最大限活用ということであるんですが、これは、どういうことなのか。つまり、原発の耐用年数のことをいっているのかどうかを聞いたかったです。それが一つ目。

それから、同じ大綱の中で、同じ12ページですが、四角の3番目に高速増殖炉の関係が記載されております。これは、経済性等の諸条件が整うことを前提に2050年頃から商業ベースの導入を目指すということで記載されてはいますが、現在、そういう商業ベースで実用化するという、実用化の見通しの根拠というものがあるのかどうか。今現状では、なかなかそういう「もんじゅ」の状況もなかなか厳しい状況でありますし、年々技術の試験を含めて進歩はしているのですが、果たして2050年頃からという、そういう具体的な数値が出されているということは、その自信を持って根拠があってやるということなのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、次に大きな二つ目のことですが、中間貯蔵施設の関係で、やはり先ほどの委員の方がお話されたように、県民の気持ちとしては、安全・安心をどう確保できるのかというところが、最大のこの施設に対する関心だろうと思います。そういう意味では、私も従来から意見反映をしてきているんですが、やはり永久貯蔵されることがないとする、そういう確約というか、確認をきちんととったと思うんですが、ただ、この協定書を見る限りでは、具体的に貯蔵施設から搬出するものとするという文言はあるけれども、具体的に何年頃からこの地域に搬出をするということを本当はそのところも協定書に盛り込んでいただければ、かなり良かったのではないのかなと思っていますが、ただ、それは協定書をもう結んでしまっておりますので、そういう具体的に永久貯蔵されないんだという、それを担保するような確認をまず自信があるのかどうか、そういうことがまず一つあります。

それから、もう一つは、国策ですので、したがって国の関係についても関連あるわけですが、実際、協定書の締結を見ますと、東電さんと日本原子力発電さん、そして地元の市長と県知事ということになってはいますが、これは協定書の関係、私はよく分からないんですが、国がなぜ関与できないのかどうか。単純な疑問です。このことについてもお伺いしたいと思います。

最後、これは原子力大綱とも関係があると思いますし、また中間貯蔵施設の関係についても、関係あると思うんですが、これもまた、2010年まで16基から18基でプルサーマル実施をしていくという計画があるということですが、そのことを前提にしてやると思うんですが、まず現状、今の日本原燃さんの操業だけでは、年間800トンですからなかなか追いつかない。全量を再処理できないということで、第二再処理工場のことも検討してということがあるんですが、実際、検討していくという文言だけはあるんですが、具体的に何年頃からどういう建設をどこに着手していくという、そういう見通しが全く立っていない。そういう

状況の中で、果たしてこのことが本当に計画どおりいけるのかどうかという、そういう自信と確信をぜひお伺いしたい。

以上です。

【林座長】

今、山本委員からご質問がございました。中間貯蔵については、足利委員からも最初出ましたので、その辺も入れて、関係者から、時間もないので、できるだけ簡潔にお答え、説明をしていただければと思います。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

原子力大綱に関してご質問があったところで、一つが最大限既存プラントを活用するということの趣旨如何ということ。それからもう一つが、FBRの開発について2050年の数値を挙げているけれども、それが一体どれくらいの見通しかと、根拠があるのかということかと存じます。

これは、できれば本文を参照して丁寧にご説明したいんですが、簡潔に申し上げますと、既存プラントの最大限の活用ということについて、耐用年数を定める旨を直接いっているわけではございません。しかし、新規立地がそう簡単ではない。それから、次々と建て替えるのはそう簡単ではない状況の中で、やはりあるものは最大限使う。新規立地等にも取り組んでいくとしつつも、あるものを最大限に活用したいと。ただ一方で、安全の確保を大前提にということで、高経年化対策について、むしろ文章では長いページを割いておりまして、現在の取組等について、本文では21ページにございますが、併せて記載しているところでございます。

それから、FBRにつきまして、商業ベースでの導入の見通し、これはある意味では実際に商業ベースで導入するとなると、電力さんの方の見通しということになるんですが、今回の大綱の議論においては、まず現状認識について研究開発段階にあるわけでございます。今まさに、新しくできた原子力研究開発機構におきまして、フィージビリティスタディというふうに呼んでおりますが、実用化戦略調査研究という、研究開発を行っております。この中で、まだ十分に経済性のあるものができるという技術が確立されたわけではございません。

実は、それはやはり段階をおって評価していかなければならないわけでございます。今年度に研究の第2番目のフェーズが終了することになっておりまして、それに対しては、原子力委員会も併せて評価を行っていきこうというところまでを、自ら絵の付け足しとして文章で書いているところでございます。

したがって、どの程度の根拠があるのかということに関しては、まさに今、フィージビリティスタディをやっているところでございますが、むしろこの2050年ということの数値につきましては、それに向けてやはりきちんとした努力をしていかなければならないということがターゲットであるというふうに議論の中で整理されております。

【林座長】

それから、中間貯蔵の件に関しまして。

【中島商工労働部長】

まず、私の方から二点につきまして、安全・安心という観点から永久的に貯蔵されないといふことの確約、何年か、どこにいくかといふことが、というご質問でございます。

まず、まさに、この点の確認が必要だということで、知事が関係閣僚に確認し、代表いたしますと、中川経済産業大臣からは、サイクルが国の原子力政策の基本、そして中間貯蔵された使用済燃料は最終的には全て処理される。中間貯蔵施設は、あくまで使用済燃料を最終的に再処理するまでの間の貯蔵施設で、永久に貯蔵する施設ではない。さらに、貯蔵終了後、使用済燃料が中間貯蔵施設外に搬出されることは、原子炉等規制法上担保されている。そして、再処理工場等の研究等も含めて検討しているという旨の確認をきちんとした上で、基本的にまず事業者がこの事業をするわけでございますので、協定書を結んで、この資料2-2にございます協定書をご覧いただければ、あくまで前文におきまして、この施設は使用済燃料を再処理するまでの間、一時貯蔵する施設であるといふことの施設であるといふ共通認識の下に了承いたしまして、確実に搬出といふふうな観点から、ここに書いてあります両縛りで、建屋の方の使用期間は50年間、貯蔵容器についても50年間といふことで、どちらにしても先の方で期限が切れる方で搬出していくといふふうなことの確認をとっているわけでございます。あくまで、これは全量再処理されるという前提、共通認識の下での協定を結んでいるということでございます。

次に、国がなぜ関与していないかということでございますが、これは、あくまで国が、国の原子力政策の基本の下で進んでいるわけでございますので、この原子力政策を推進する立場でということ、この協定書の締結の際に国が立会うという形で、そのところで私どもの方は確認をしております。

以上でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【東京電力(株) 並木執行役員 原子力・立地本部副本部長】

東京電力でございますが、事業者の立場からも今の点、補足させていただきます。

先ほど、県から経緯、特に、先月、協定に至る前段階で私どもの社長からお約束申し上げましたが、それが協定書の中にも謳われているということだと思います。

私どもとしては、建屋ごとの50年、キャスクごとの50年、そういったことで搬出を約束させていただいております。また、40年目には、具体的な搬出先については、その段階で改めて確認することを事業計画の中で示しております。

また、地元の皆様の安全・安心という点でございますが、これから先、長い事業でございますので、一つ一つ建設、操業と時間をおって新しい会社がしっかり、日頃からの安全を確

保し、そういった点でのご信頼をいただき、事業としてもしっかり地域の中にとけ込んでいく中で、次の搬出先については時間が経つ中でさらに具体的なお話ができると考えております。

【林座長】

はい、どうぞ。

【電気事業連合会 田沼原子燃料サイクル事業推進本部部長】

田沼でございます。

先ほど、山本委員の方から、プルサーマルの計画で、2010年、16～18基というのが大前提であろうというお話がありましたが、若干、ここでお時間をいただきまして、現在プルサーマルが各電力でどのような進捗をしているかということをご説明させていただきます。

まず、九州電力ですが、玄海3号でプルサーマルを実施するということを表明しておりまして、今年の9月には国の方から原子炉設置変更許可が出ております。国の方から、プルサーマルをやってもいいよという話が出ております。

それから、隣の四国電力ですが、これも伊方3号機でプルサーマルの実施に向けて地元の市町村の方に申請を行うということで了承を得られておりまして、現在、国の方で第一次審査を終了しているという状況になっております。

近々の状況ですが、中国電力におきまして、この9月12日に島根原子力発電所の2号機でプルサーマルの実施をするということで、地元の島根県、松江市にそれぞれ安全協定に基づく事前了解願いを提出しております。

また、時を同じくしまして、中部電力でございますが、この9月13日に浜岡原子力発電所の4号機で、やはりプルサーマルを2010年度から実施するということを公表しており、今後、準備が整い次第、設置変更許可申請等を行っていくこととしております。中部電力におきまして、この11月19日に御前崎市において、プルサーマル計画に関する公開討論会を実施するというような計画もございます。

地元青森県の方ですが、電源開発株式会社の方では先ほどお話がありましたように、10月19日に第二次公開ヒアリングの開催をしたということで、この大間発電所は、ご存じのようにフルMOXということで、現在、二次審査の最中でありまして。

現在、ポツポツとではあります。各電力とも発電所の地元の信頼を得るということを大前提にしまして、プルサーマルを実施する、2010年に向けて16～18基でプルサーマルを実施するという決意で、各電力とも今進めておりますので、ご安心くださいと言ったら怒られますけれども、よく見守っていただきたいと思います。

【林座長】

ありがとうございました。

時間も残り少なくなりましたが、あと少しありますので、ほかに、どうぞ。

【菅原委員】

お願い事項ということが相応しいかと思いますが、二つほど。

特に青森県を中心に、いろんなところに原子力施設が増えて参りましたよね。普通に国民というか、私も含めてですが、それぞれの施設がそれぞれここでご説明いただきましたように、綿密にやられていると。けども、全体としてどうなっているのかということの整理を、ぜひ、時間軸の中で、いつ、いつ頃どうなんだとか。その施設はどういう見通しを持っているんだという、その辺のところ、マスを埋めていくような、そういうことがリスク管理等で考える場合には、一番基本的で大切なことだろうと思います。やはり、それがないと、先がいろいろな各分野の意見も交錯してしましまして、論点が明白に見えてこないことが多いのではないかと。そういう意味で、あまり分からないところは横棒を引っ張っておくとか、そういうことをやりながら、今の時点、これから先の時点はどうなるんだろうということもぜひ、一覧表みたいなもので示していただくと非常に分かりやすいかなと。特に、これから原子力も非常に長い年月を経て今日にきておりますので、その辺の時間軸というものは、そろそろ皆さん非常に関心を持たれてきているのではないかとということ。

もう一つは、政策大綱の中の9ページにございますが、人材確保の現状認識というものがございまして、この中で、高齢者の方が、何となく退職されて人口減少で困ったもんだみたいな、一般論をなされているような感じがするんです。そうではなくて、むしろこれから高齢の方を大いに利用されるということで、特に、先ほど溶接の問題とかがありましたが、これも本当に長年のご経験がある方が、いろんな問題を見つけ出していくという大きな力になると。これは、以前にも確か発言させていただいたかと思うんですが。リスクを見る目とか、それはその技術だけにベテランではなくて、長年関わっておられますと、周辺の状況も分かるんです。あるところでは、それをたまたま新人の方についてその人が見て歩いていたら、問題を見つけたということもありますので、ぜひ、ご年配というのも何ですが、そういう熟練者を。溶接というのは、本当に数が少なくなってきています、全国的に。だから、ぜひ、そういう集団、これは別に原子力施設に限らず、いろんな鉄骨の工事の分野などもございまして、そういう集団の掌握、それを原子力にいかにかうまく入れていくかということが大事で、そういう高齢の方が退職されても、極論ですが、給料などは半分でもいいんですよ。一生懸命仕事をしたいという方が非常に多いと思いますから。

そんなことで、若いと元気で給料が安くてもということもあるかもしれないけども、高齢の方をぜひ、そういう視点で大いに原子力の中に入れていくと、安全性というものに対する信頼性も国民に対しても得られるのではないかと、そんな感じがいたしますので、この二点についてよろしくお願い申し上げたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【佐藤委員】

委員に参加させていただいたばかりなのでよく分からないんですが、いっぱい見させてい

ただきました。

この中で、差し当たり、ありと思うのは、単語についての説明というものがもう少しあってよいんじゃないかと思うわけです。どういう意味でこれを使っているのかと。または、これがどういうことなのかということがよく分からないなということがあります。後で調べればいいんだろうけれども。

また、貯蔵のところで、800トンUという単位、何トンSWUという単位、それから、130トンという単位が出てくる。そうすると、何とかトンの後ろにアルファベットがついているのが、これはどんなことなのかというふうなものが、もう少し分かりやすいような解説というものがほしいなと思うわけです。次回にまた、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

【林座長】

そうですね。

関係者ひとつ、そういう意味でよろしくお願ひしたいと思ひます。

下山さんどうぞ。

【下山委員】

ちょっとお聞きしたいんですが、大綱の10ページの原子力と国民社会との共生の部分で、今後の取組の中で、原子力教育などの学習機会の整備・充実。これは小学校、中学校、高校、若い人達にも卒業後エネルギー教育を受けるということを、これは指しているんでしょうか、いないんでしょうか。ちょっとそれをお尋ねします。

【林座長】

はい、どうぞ。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

最後のご質問ですが、これは本文の29ページからにございますが、はっきりと、特にエネルギー問題に関する指導の充実、小・中・高等学校における云々ということで書いてあります。もちろん、各段階に応じてそれぞれあまり難しいことからできない等の創意工夫はもちろん現場において期待したいところだと思いますが、基本的な考えは述べております。よろしくお願ひします。

【林座長】

よろしいですか。

はい、どうぞ。

【月永委員】

いろいろと懇切丁寧なご説明どうもありがとうございます。

私の方からもひとつお願いなのですが、今回の政策懇話会の委員のメンバーを見ますと、非常に多様な、幅広い委員の方々がおられて、やはり専門用語がバンバン出てくると、なかなか理解しづらい部分があると。それから、今日もたくさんの資料をいただきましたが、この短い時間で委員の方にいろいろと説明するためには、もう少し要点をまとめたような資料があれば、我々も理解しやすいのではないかと思います。ぜひその辺を次回少し気をつけていただいて、要領の良い説明と資料、お願いできればと思います。

それから、我々委員の立場としては、やはり委員を引き受けたからには、少しは勉強して、いろいろな用語くらいは事前に勉強しなければならないという責任もあると思うんです。そのために勉強するためのマテリアルなど、用語集とか、そういったものを事前に配布するとか、そういった心遣いをしていただければ非常に我々も助かるかなと思います。

それからもう一つ意見です。特に回答はいりませんが、中間貯蔵施設に関する協定書の協定者は青森県知事とむつ市長とあとは民間の会社なんですよ。株式会社。50年先、この民間の会社があるかどうか、仮に悪意的に考えると、一度会社を解体して新しい会社を作って、「俺は昔のことは知らないよ」ということも有り得る、悪く考えれば。それは誰かがやはり、そういったことはないんだという保証が欲しい。それはたぶん国が下の所に、第三者的な立場で何か一筆ほしいなという気はいたしました。意見でございます。

#### 【林座長】

その辺は、知事が、県が、むつ市長が関わっておりますので、我々としては、知事、市長をひとつ信頼したいという気持ちであります。

それから何かございましたね、どうぞ。

#### 【小泉委員】

先ほどもありましたが、資料の量がとても多くて、この短時間の間に理解することは難しいなという気はいたしました。前もって配付していただければとても嬉しいなという感じはいたしました。

私も一般県民として、とても原子力の問題というのは考えにくいなというか、よく分からないことが多いと思います。青森県には、原子力施設がたくさんあって、財政的にも原子力への依存度が高いと思います。でも県の調査によると、不安を感じているという県民は80%以上もいると伺っております。原子力施設が隣りにあって、不安を感じるということは、当然だとは思いますが。けれども、青森県民にとって大事なことは原子力施設に目をつぶることではなく、一人一人が原子力施設の良いところと悪いところを学んで、正しく見極める姿勢が大事だと思いました。

見極めるということには、もちろん判断材料が必要だと思いますが、そこで県は、県民にどのような判断材料を届けているのかということをお伺いしたいと思います。

また国も、どのような情報を提供しているのかということをお伺いしたいと思います。

この懇話会が、広く県民に情報を提供できるきっかけになって、青森県の原子力政策も前進していけばいいなと感じました。

以上です。

【林座長】

ありがとうございました。

今日は、懇話会の委員が新しく委嘱されたという関係もございますし、今日のこの議題について、当事者の説明も結構長いわけで、懇話会はこの会で終わるわけでもございません。これからまた大事な会がまた続くわけでございます。できるだけ、各委員の意見を皆さんから拝聴したいと、私としても思っておりますので、今日は大変時間が迫ったものでございますから、今、皆さんがおっしゃったことを次回にまたうまく取り入れられるような、そういう懇話会にいたしたいと思っておりますので、県の方でもひとつよろしく配慮のほどをお願いしたいと思っております。

そういうことで、事務局もたぶんこの後質問等があった場合には、それなりにまたまとめていただけるものと思っておりますので、できれば、各委員に質問、後でファックス等でも質問あったことに対する回答を、質問された方だけではなく、全員に全て公表していただきたいと私からお願いしたいと思っております。

本当に今日はありがとうございました。

6 閉会

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

座長をお務めいただきました林委員、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第12回懇話会を終了いたします。

閉会に当たりまして、三村知事からご挨拶がございます。

【三村知事】

大変、本日は委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして国の原子力政策大綱、県内の原子力関連施設等の現況等につきまして報告をお聞きいただき、誠にありがとうございました。

開会の挨拶でも申し述べたわけでございますが、県の原子力政策につきましては、今後とも、国、事業者の対応状況を厳しく見極めつつ、県民の安全、安心に重点を置いた対応というやり方を徹底すべく、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処して参りたいと思う次第であります。

また、いわゆる用語等、確かに、前に作ったものがあるはずでございますし、様々におきまして、私どもも新しく委員になられた方々、そしてまた、これまでの委員の方々に対しましても、資料、用語集を含めまして、提供等、適切に早期に行われるよう、段取りをして参りたいと思っております。

また、国、事業者等にもお願いするわけでございますが、座長からもお話がございました、今後、説明会等におきましても、要点等を整理しながらのコンパクトな、さらにレジュメのレジュメという形で、適宜理解しやすい資料作りということにそれぞれ努めていただければ

と思う次第でございます。

それでは、委員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き本県の原子力行政につきま  
しての様々なご意見、ご提言等をいただきますことを心からお願い申し上げまして、閉会  
のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【林座長】

どうもお疲れ様でした。

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

これをもちまして、第12回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。

本日は、皆さん、ありがとうございました。